

一括有期事業の申告における留意点

建設業における事業の種類について

事業の種類分類のしかたについては、「申告書の書き方」の「労災保険率適用事業細目表」を参照してください。特に、次の事業の種類については、過去適用誤りが多いので注意してください。

1	道路の建設工事	道路新設・改築(路幅の拡張、路線変更)工事は「 道路新設事業 」に、道路改修、復旧、維持工事は「 その他の建設事業 」に分類してください。 また、一の工事で、道路改築工事と道路改修等工事がある場合は、道路改築工事が主であれば「 道路新設事業 」に、道路改修等工事が主であれば「 その他の建設事業 」に分類してください。
2	舗装工事	舗装工事が単独で行われる場合(請負契約が他の工事と異なる場合)は、「 舗装工事業 」となりますが、一の請負契約で道路新設・改築工事と舗装工事がある場合は「 道路新設事業 」に、道路改修等工事と舗装工事がある場合で、舗装工事が主であれば「 舗装工事業 」に、道路改修等工事が主であれば「 その他の建設事業 」に分類してください。
3	道路付属施設工事	道路付属施設工事が単独で行われる場合(請負契約が他の工事と異なる場合)は完成される工作物(道路付属施設)により分類してください。例えば、信号機、照明施設、落石覆い、落石防止柵の建設(足場を組む等大がかりなもの)は「 建築事業 」に、ガードレール、道路標示ポール等の建設や路面表示は「 その他の建設事業 」に分類してください。 また、一の請負契約で道路新設・改築工事と道路付属施設工事がある場合は「 道路新設事業 」に、道路改修等工事に伴い道路付属施設工事を行う場合は、道路改修等工事が主であれば「 その他の建設事業 」に、道路付属施設工事が主であれば 完成される工作物(道路付属施設) により分類してください。
4	造成工事	家屋等の新築工事に伴う造成工事は、請負契約が異なる場合でも「 建築事業 」に分類し、それ以外は「 その他の建設事業 」に分類してください。
5	造園工事	家屋に附帯する庭園の建設は「 建築事業 」となりますが、公園、広場等の造園の工事は「 その他の建設事業 」に分類してください。 また、広場、庭園、街路等において高所作業車により樹木の枝切り作業等を行う事業は「 建築事業 」に分類し、それ以外は「 その他の建設事業 」に分類してください。
6	工作物解体工事	工作物の解体のうち、原形をとどめず、かつ、材料の大部分が、殆んど原形をとどめない程度の解体を行う工事は「 その他の建設事業 」に、工作物の一部分を解体するもの又は使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するもの、移動、取りはずし又は撤去を行う工事は「 建築事業 」に分類してください。
7	既設建築物の設備工事	既設建築物内部において各種設備工事を行う事業や室内の塗装、建具の取付けその他の内装工事を行う場合は「 既設建築物設備工事業 」に分類しますが、建築物の新設に伴う内部設備工事または内装工事、主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う場合は「 建築事業 」に分類してください。
<p>◆「一括有期事業報告書」においては、事業の種類及び工事開始時期ごとに作成しますが、請負金額が500万円未満の工事については1つの行に取りまとめて記入することができます。</p>		